



質問

マンション標準管理規約に定める「規約原本」とは具体的に何を指しますか。
また、規約原本が存在しない場合、どうしたらよいですか。



回答

マンション標準管理規約第72条第1項に定める規約原本とは、「区分所有者全員が記名押印した1通の規約」であることから、これは「分譲業者が分譲にあたって、あらかじめ作成しておいた規約案を買受人に示してその都度同意の印を受け、分譲が終了した時点で区分所有者全員の書面による合意が成立したことにより規約が設定されたもの」、いわゆる「原始規約」のことを指すと解されます。このため、マンション標準管理規約に準じた規約原本の定義のもとでは、改定された最新内容の規約であっても、それは規約原本ではなく、同条第4項に定める「現に有効な規約の内容を記載した書面」であり、「規約原本の一部」とであると解されます。マンション標準管理規約コメント(全般関係)によれば、「マンション標準管理規約で示している事項については、マンションの規模、居住形態等それぞれのマンションの個別の事情を考慮して、必要に応じて、合理的に修正し活用することが望ましい。」とされており、また、規約原本の定義は規約で任意に定めることができるため、紛失等により規約原本が存在しない場合、規約を変更して規約原本を定義し直すことにより、新たな規約原本を作成することが可能であると考えられます。

【参考事例】

管理組合関係 → **管理規約・細則に関する事項** → **管理規約・細則の制定・変更**

規約原本が存在しない場合、どのような手続きで原本を作成したらよいですか。(Q0106)

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。